

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成28年1月7日付けで提起のあった、福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき平成27年11月6日付けで行った生活保護開始決定処分（以下「本件開始処分」という。）、処分庁が法第25条第2項の規定に基づき平成27年11月6日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件変更処分1」という。）および処分庁が同項の規定に基づき平成27年12月14日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件変更処分2」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

- 1 本件開始処分を取り消す。本件開始処分に対する審査請求のうち、平成27年10月14日からの生活扶助費および住宅扶助費を支給することを求めるとの部分を下す。
- 2 本件変更処分1に対する審査請求のうち、相当額的生活扶助費を支給することを求める部分を下し、その余の請求を棄却する。
- 3 本件変更処分2に対する審査請求のうち、相当額的生活扶助費を支給することを求める部分を下し、その余の請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件開始処分を取り消し、申請日である平成27年10月14日からの生活扶助費および住宅扶助費を支給することを求める。
- (2) 本件変更処分1を取り消し、相当額的生活扶助費を支給することを求める。
- (3) 本件変更処分2を取り消し、相当額的生活扶助費を支給することを求める。

2 審査請求の理由

(1) 保護開始日の判断を誤っている

審査請求人は、平成27年10月14日に、処分庁に対し、保護申請をしている。申請の際には、手持ちの現金や預貯金が無く、申請日に遡って生活扶助費および住宅扶助費の支給がされてしかるべきであるのに、11月1日を保護開始の時期としている。

審査請求人は保護申請時に生活費等を支弁できない状況であったのであるから、申請

日以降の生活扶助費の支給がされてしかるべきである。

したがって、申請日からの保護を認めない本件開始処分は取り消される必要がある。

(2) おむつの費用について相当な経費認定を怠っている

審査請求人は、平成26年11月に入院して[]により[]を受けている。そのため、[]に不具合があり、[]があることから、主治医もおむつが必要であるとの意見を有している。

そうであれば、支給開始時から、相当額のおむつの費用を経費認定し、審査請求人が受給する年金の収入認定にあたって、経費相当額を控除する必要がある。

そうすれば、たとえ年金収入があっても、相当額の生活扶助の支給がされなければならない。

また、医療費関係について本人支払額の決定はできないはずである。

しかるに、保護開始時には、おむつの要否について、調査を怠っており、また、平成27年11月20日に審査請求人が処分庁を訪れて、おむつの必要性を主張するに至って初めておむつについての「保護変更申請書（おむつ）」を交付している。審査請求人が同書面をもって主治医の意見を聞いたところ、さしあたり平成27年11月1日からの6か月間については、おむつが必要であるとされている。

手元に所持金がなく、おむつの費用の捻出が困難な状況でおむつの領収書を持参させる扱いは不当である。

したがって、おむつについて相当額の経費認定を行っていない本件変更処分1および本件変更処分2は取り消される必要がある。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成27年10月14日 審査請求人は処分庁を訪れ、年金収入しかなく医療費の支払いが厳しいとの理由により、保護の適用を相談した。
- (2) 平成27年10月16日 審査請求人は、処分庁に対して保護を申請した。
- (3) 平成27年11月6日 処分庁は、審査請求人の保護を同年11月1日から開始するとして本件開始処分を行った。
- (4) 同日 処分庁は、年金収入等の認定を理由として、審査請求人の保護を同年12月1日から変更するとして本件変更処分1を行った。
- (5) 平成27年11月20日 処分庁は、審査請求人からおむつを使用していることおよびおむつ費用を認定してほしいとの申し出を受け、審査請求人に保護変更申請書（おむつ）兼おむつ支給要否意見書を交付した。
- (6) 平成27年12月2日 処分庁は、審査請求人から保護変更申請書（おむつ）兼おむつ支給要否意見書を受理した。
- (7) 平成27年12月14日 処分庁は、期末一時扶助の認定を理由として、審査請求人の保護を同年12月1日から変更するとして本件変更処分2を行った。
- (8) 平成28年1月29日 処分庁は、審査請求人より提出されたおむつ購入費用の領収書に基

づき、一時扶助（被服費としてのおむつ代）3,747円を支給するとした保護変更決定処分を行った。

2 判断

審査請求人は、本件開始処分については審査請求の理由(1)により、本件変更処分1および本件変更処分2については審査請求の理由(2)により、それぞれ不服を主張しているため、以下これらを検討する。

(1) 本件開始処分について

法による保護の開始に当たっては、まず、保護を要するか否かを判定し（以下「要否判定」という。）、保護を要するとされた場合には保護の方法、種類、程度等が決定されることとなる（法第24条第3項）。

要否判定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定され、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護を要すると判定される。

この具体的な取扱いについて、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10-2-(1)は「保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。」としている。

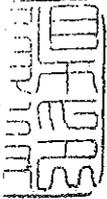
また、この要否判定により保護を要すると判定された場合の保護の開始日については、局長通知第10-3は「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」としている。

以上を踏まえて本件をみると、処分庁は審査請求人の保護申請月まで3か月間の平均収入充当額と最低生活費を対比しており、その際に用いた平均収入充当額は、審査請求人が受給する年金の1か月分の額88,975円としている。

その結果、平成27年10月は、最低生活費88,156円に対して収入充当額88,975円であることから保護を要しないと判定し、同年11月以降は、最低生活費に冬季加算が加えられることにより、最低生活費90,736円に対して収入充当額が88,975円であることから保護を要すると判定したため、処分庁は局長通知第10-3の規定を踏まえ、本件における保護の開始日を申請日以降において要保護状態であると判定された平成27年11月1日としている。

しかしながら、要否判定において、その判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額と最低生活費を対比して判定するとした取扱いはあくまでも原則的なものであって、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問10-6は「・・・しかし、これは原則的な考え方として示されているものであり、次のような場合には、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でないということはいうまでもない。」とし、「次のような場合」の1つを「申請日以降の収入がないか減少することが明らかであるような事情（稼働者の傷病、死亡等）に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが不可能であると認められるとき」としている。

そこで、これを踏まえて本件をみると、審査請求人が平成27年10月14日に処分庁に保護の相談に訪れた際に、審査請求人は翌日の15日に2か月分の年金177,950円を受給する予定で



あったところ、審査請求人には[redacted]等があることから、処分庁の担当職員は、まずは[redacted]を行い、その後に保護の申請を行うよう助言しており、審査請求人はこの助言によって[redacted]を行い、その後の同月16日に保護の申請を行っていることが認められる。

なお、関係資料により確認できる[redacted]等によれば、この際に[redacted]

[redacted]等は、[redacted]

[redacted]であったものと推測される。

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、保護の実施に当たり、真にやむを得ない場合を除いては、当該年金は本来は審査請求人の最低限度の生活に活用することが求められるものであるから、審査請求人が当該年金の大半を[redacted]に消費したことは、この法の原則に沿ったものではない。

しかしながら、審査請求人は、単に処分庁の担当職員の助言によって[redacted]を行ったにすぎず、それにより当該年金の大半を消費し、その後に保護の申請を行っているのであるから、保護の申請時において審査請求人が最低限度の生活に活用し得る資産および収入は、[redacted]後の残金およびその他の手持ち金等であったというべきである。

このような事情は、問答集問10-6がいう「申請日以降の収入がないか減少することが明らかであるような事情」と同様であるといえ、よって、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当ではない。

そうであるにもかかわらず、処分庁は、要否判定において申請月まで3か月間の平均収入充当額として単に1か月に受給する年金額を用い、その結果として、保護の開始日を平成27年11月1日としたことは合理性を欠くといわざるを得ず、この点において本件開始処分は不当である。

ところで、審査請求人は、本件開始処分を不当とする理由として、審査請求人の保護の申請日は平成27年10月14日であると主張する。

この点について、確かに審査請求人は同日に保護を申請する意思があったと考えられる。

しかしながら、前に述べたとおり、審査請求人は処分庁の担当職員の助言によって、自らの意思により同日に保護を申請せず、同月16日に保護を申請したとみるべきであるから、当該主張を採用することはできない。

また、本件開始処分に対する審査請求のうち、平成27年10月14日からの生活扶助費および住宅扶助費を支給することを求める部分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項は、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は裁決で原処分を変更できると定めているところ、本件審査請求における審査庁滋賀県知事は処分庁[redacted]福祉事務所長の上級行政庁に当たらないことから、当該請求は不適法であって却下を免れない。

(2) 本件変更処分1および本件変更処分2について

保護の実施に当たって、被保護者の被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要

については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われるべきものである。

しかしながら、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合には特別の対応が必要となり、このような場合に対応するものとして、臨時的な最低生活費として一時扶助を支給できるとされ、その1つである被服費として、常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合は、月額20,100円の範囲内で当該おむつ代を支給できるとされている（局長通知第7-2-(5)-ア-(カ)。以下「おむつ代」という。）。

本件の経過をみると、審査請求人は平成27年12月2日に保護変更申請書（おむつ）兼おむつ支給要否意見書を処分庁に提出し、その後、同月16日に購入したおむつ費用3,747円の領収書を平成28年1月下旬頃に処分庁に提出したことから、これによって処分庁は、平成28年1月29日におむつ代を支給することとした保護変更決定処分を行っている。

したがって、このような経過をみた限りにおいては、おむつ代の支給に関して、本件変更処分1および本件変更処分2を不当とすべき点は認められない。

これに対し、審査請求の理由(2)は保護の開始時からおむつ代を認定すべきであったと主張することから、この主張について検討する。

まず、処分庁は保護の申請時においておむつの要否に関する調査を怠ったかについて、関係資料によれば、処分庁は審査請求人が平成26年に[]に罹患し、これにより[]を摘出したことを聞き取っている。

しかしながら、このような聞き取り内容のみでは、処分庁が保護の申請時におむつの要否の調査を行わなかったことが不当であったとまでは言い難く、また、双方に反論のない事実として、審査請求人がおむつを使用する旨を処分庁に申し出たのは平成27年11月20日である。

さらに、審査請求人はどの程度の頻度でどの程度の量のおむつ使用を要していたか、および平成27年12月16日に購入したもの以外に保護の申請日以降おむつの購入があったかについても、審査請求人が具体的に処分庁に説明し、または申し出たとの事実は関係資料において確認できず、また、本件審査請求においても、この点について何ら具体的な事実を主張していない。

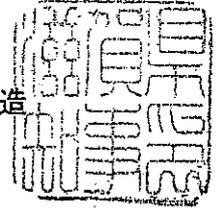
したがって、審査請求の理由(2)には、本件変更処分1および本件変更処分2を不当とすべき理由がない。

なお、前に述べたとおり、本件審査請求における審査庁滋賀県知事は処分庁[]福祉事務所長の上級行政庁に当たらないことから、本件変更処分1および本件変更処分2に対する審査請求のうち、相当額の生活扶助費を支給することを求める部分は不合法であって却下を免れない。

以上のとおり、本件開始処分に対する審査請求のうち平成27年10月14日からの生活扶助費および住宅扶助費を支給することを求める部分ならびに本件変更処分1および本件変更処分2に対する審査請求のうち相当額の生活扶助費を支給することを求める部分については不合法であり、本件変更処分1および本件変更処分2の取消しを求める部分については理由がなく、本件開始処分の取消しを求める部分については理由があることから、行政不服審査法第40条第1項、第2項および第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 28年 12月 1日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



教示

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。